

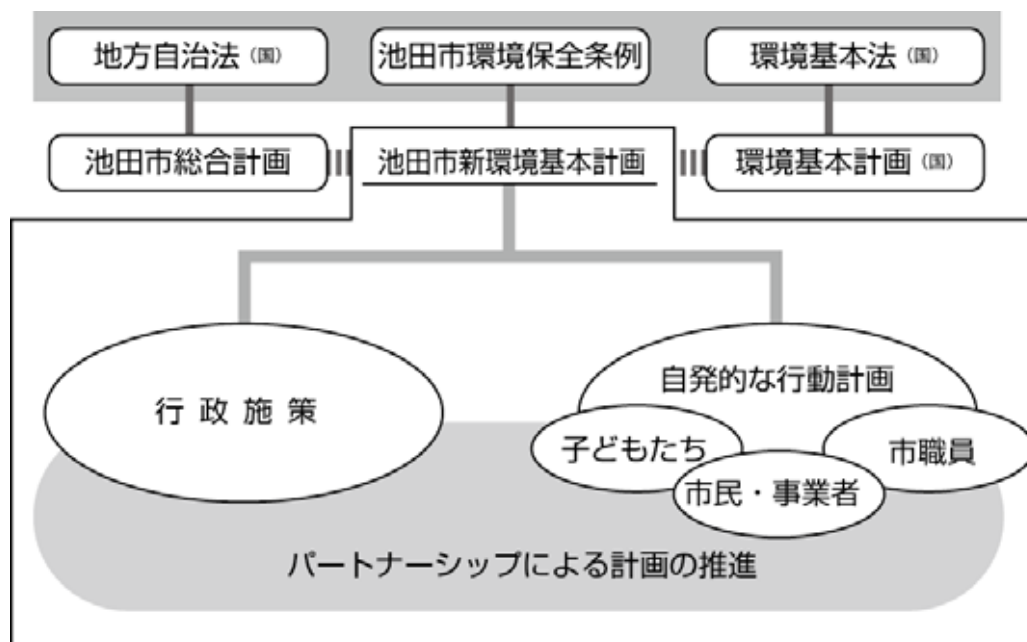
Ⅱ 計画の位置付け

1 計画の位置付け

近年、国において地球温暖化防止や循環型社会形成に向けた多くの環境関連法が成立している背景のもと、本計画は、理念的な要素も含めた本市の環境関連計画の骨格となるものであり、池田市総合計画におけるあらゆる施策に対して「環境」という側面での配慮を求める横断軸となる性格のものです。

さらに、本計画は池田市環境保全条例の理念に基づき、市長の責務として策定する「良好な環境の保全と形成に関する基本的かつ総合的な施策」として位置付けるものです。

また、池田市の環境を良好なものに保つために、市民参加で策定した計画であり、市民や事業者、市職員が環境にやさしい生活様式や事業活動への変革に努める道筋を示すものです。



2 計画の範囲

本計画は、前計画づくりに参画した市民の意見を反映して、自然環境や生活環境、地球環境にわたる広い範囲を対象とします。

自然環境	地形・地盤、生物の生息生育環境、自然景観（水田、畑、里山、雑木林）、都市の緑、水辺、水の循環 など
生活環境	都市景観、歴史・文化、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、都市生活型公害、有害化学物質、廃棄物 など
地球環境	地球温暖化（資源、エネルギー）、オゾン層の破壊（フロンガス他）、酸性雨、その他の地球環境問題 など

前計画の策定以降、細河地域などでの五感を使ったイベントの開催といった歴史・文化を活かした事業や、交通バリアフリー基本構想等の福祉分野での取り組みなど、広い意味での環境問題として市民・事業者・行政が連携して取り組み、一定の進展がありました。本計画においても、前計画の環境の範囲を踏襲し、幅広く取り組みを進めていきます。

3 計画の期間

前計画における環境目標像の実現年である平成 42 年度（2030 年度）までを計画の期間とします。本計画の目標値の達成年度は 10 年後の平成 32 年度（2020 年度）とし、中期的な見直しを 5 年後に行います。

